

## ● 就労系障害福祉サービス

### 就労移行支援

特別支援学校卒業生、在宅者、離職者などの65歳未満の方で一般企業への就労を希望する方に、2年間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や職場開拓、職場定着のための相談などを行います。

### 就労継続支援（A型）

一般企業などでの就労が困難な方に、雇用契約などに基づく働く場所を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 就労継続支援（B型）

一般企業などでの就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

### \* 就労系障害福祉サービス事業所を利用するまでの手続き \*

#### ① 相談

まずは、各市町村の障がい福祉課にご相談ください。



#### ⑥ サービス等利用計画の作成

受給者証の交付を受けた後、障がい福祉課や特定相談支援事業所と相談しながら、自分にあった**サービス等利用計画**を作成します。



#### ② 利用申請

就労移行支援・就労継続支援の利用にあたっては、**障害福祉サービス受給者証**が必要となり、各地域の障がい福祉課に申請を行います。  
就労系障害福祉サービスのみを利用する場合は、障害支援区分の認定は必要ありませんが、**障害者手帳・自立支援医療の受給者証・医師の診断書**のいずれかが申請に必要です。

#### ⑦ 契約

作成した利用計画を基に、就労系障害福祉サービス事業所と利用契約を結んで利用が開始されます。



#### ③ 調査

障がい福祉課に申し込むと調査員が自宅に訪問し、本人の障がいの状況などの聞き取りを行います。



#### ④ 「サービス等利用計画案」の提出

特定相談支援事業所で**サービス等利用計画案**を作成し、市町村に提出します。



#### ⑤ 「障害福祉サービス受給者証」の交付

市町村は、提出されたサービス等利用計画案を基に、利用できるサービスの種類や量を決定し、受給者証を交付します。



※利用までの大まかな流れはこのようになりますが、地域で若干の違いがある場合があります。詳しくは各市町村の福祉課・福祉事務所又は、大分県障害福祉課へお問い合わせの上ご確認ください。

名称	所在地	電話番号
県障害福祉課	大分市大手町3丁目1-1	097-536-1111
大分市障害福祉課	大分市荷揚町2-31	097-537-5658
別府市障害福祉課	別府市上野町1-15	0977-21-1413
中津市社会福祉課	中津市豊田町14-3	0979-22-1111
日田市社会福祉課	日田市田島1丁目2-6-1	0973-22-8290
佐伯市障がい福祉課	佐伯市中村南町1-1	0972-22-4514
臼杵市福祉事務所	臼杵市臼杵72-1	0972-63-1111
津久見市福祉事務所	津久見市宮本町20-15	0972-82-9519
竹田市社会福祉課	竹田市会々1650	0974-63-4811
豊後高田市社会福祉課	豊後高田市是永町39番地3	0978-22-3100
杵築市福祉推進課	杵築市山家町野原1010-2	0977-75-2405
宇佐市福祉課	宇佐市上田1030-1	0978-32-1111
豊後大野市社会福祉課	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
由布市福祉対策課	由布市湯布院町川上3738-1	0977-84-3111
国東市福祉課	国東市国東町鶴川149番地	0978-72-5164
姫島村住民福祉課	東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2278
日出町福祉対策課	速見郡日出町2974-1	0977-73-3126
九重町健康福祉課	玖珠郡九重町後野上8-1	0973-76-3821
玖珠町福祉保健課	玖珠郡玖珠町帆足268-5	0973-72-1115